

新潟県中小企業高度化資金等助成規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年7月28日

新潟県知事 泉田 裕彦

**新潟県規則第46号**

新潟県中小企業高度化資金等助成規則の一部を改正する規則

新潟県中小企業高度化資金等助成規則（昭和43年新潟県規則第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正表」という。）を当該改正表に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改正後		改正前					
<b>附 則</b>							
1～5	(略)	1～5	(略)				
6	附則第4項に規定する貸付けに係る利率は、第3条第1項及び第3項の規定にかかわらず、年0.65パーセントとする。	6	附則第4項に規定する貸付けに係る利率は、第3条第1項及び第3項の規定にかかわらず、年0.75パーセントとする。				
<b>別表第1（第3条、第10条関係）</b>							
番号	貸付金の種類	貸付対象者	貸付対象施設	利率（年利）	償還期間（据置期間を含む。）	据置期間	貸付金の額
1	(略)			0.65パーセント	(略)		
(略)							
2	(略)			0.65パーセント	(略)		
2の2	(略)			0.65パーセント	(略)		
3	(略)			0.65パーセント	(略)		
<b>別表第1（第3条、第10条関係）</b>							
番号	貸付金の種類	貸付対象者	貸付対象施設	利率（年利）	償還期間（据置期間を含む。）	据置期間	貸付金の額
1	(略)			0.75パーセント	(略)		
(略)							
2	(略)			0.75パーセント	(略)		
2の2	(略)			0.75パーセント	(略)		
3	(略)			0.75パーセント	(略)		

			ト
	(略)		
5	(略)	0.65パ ーセン ト	(略)
	(略)		
7	(略)	0.65パ ーセン ト	(略)
8	(略)	0.65パ ーセン ト	(略)
9	(略)	0.65パ ーセン ト	(略)
10	(略)	0.65パ ーセン ト	(略)
	(略)		
13	(略)	0.65パ ーセン ト	(略)
14	(略)	0.65パ ーセン ト	(略)

備考 この表において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 経営革新計画承認グループ事業 政令第2条第1項第1号イに掲げる事業のうち、独立行政法人中小企業基盤整備機構の産業基盤整備業務を除く業務に係る業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令（平成16年経済産業省令第74号。以下「省令」という。）第26条第1項の基準に適合するものであつて知事が別に定める基準に適合するもの

			ト
	(略)		
5	(略)	0.75パ ーセン ト	(略)
	(略)		
7	(略)	0.75パ ーセン ト	(略)
8	(略)	0.75パ ーセン ト	(略)
9	(略)	0.75パ ーセン ト	(略)
10	(略)	0.75パ ーセン ト	(略)
	(略)		
13	(略)	0.75パ ーセン ト	(略)
14	(略)	0.75パ ーセン ト	(略)

備考 この表において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 経営革新計画承認グループ事業 政令第2条第1項第1号イに掲げる事業のうち、独立行政法人中小企業基盤整備機構の業務（産業基盤整備業務を除く。）に係る業務運営、財務及び会計に関する省令（平成16年経済産業省令第74号。以下「省令」という。）第26条第1項の基準に適合するものであつて知事が別に定める基準に適合するもの

(2)～(11) (略)

(12) 商店街整備等支援事業 政令第2条第2項第2号に掲げる事業のうち、省令第37条第1号イに規定する商店街整備等支援計画、同号ロに規定する認定基盤施設計画、同号ハに規定する認定特定民間中心市街地活性化事業計画若しくは認定特定民間中心市街地経済活力向上事業計画又は同号ニに規定する商店街活性化支援事業計画に基づいて実施するものであつて知事が別に定める基準に適合するもの

(13)・(14) (略)

別表第3 (第3条関係)

番号	要件
(略)	
15	別表第1備考第5号又は第9号に掲げる事業のうち中心市街地の活性化に関する法律(平成10年法律第92号。以下「中心市街地活性化法」という。)第7条第8項に規定する特定商業施設等整備事業又は同条第11項に規定する特定事業に係る中心市街地活性化法第49条第1項に規定する認定特定民間中心市街地活性化事業計画又は中心市街地活性化法第51条第1項に規定する認定特定民間中心市街地経済活力向上事業計画に基づき実施するものに係る貸付けであつて、知事が別に定めるもの
16	別表第1備考第3号、第5号、第9号又は第10号に掲げる事業(同表備考第5号に掲げるものにあつては、特定中小企業団体の行うものに限る。)のうち中心市街地活性化法第7条第7項に規定する中小売商業高度化事業に係る中心市街地活性化法第49条第1項に規定する認定特定民間中心市街地活性化事業計画又は中心市街地活性化法第51条第1項に規定する認定特定民間中心市街地経済活力向上事業計画に基づき実施するものに係る貸付け
(略)	

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。  
(経過措置)

(2)～(11) (略)

(12) 商店街整備等支援事業 政令第2条第2項第2号に掲げる事業のうち、省令第37条第1号イに規定する商店街整備等支援計画、同号ロに規定する認定基盤施設計画、同号ハに規定する認定特定民間中心市街地活性化事業計画又は同号ニに規定する商店街活性化支援事業計画に基づいて実施するものであつて知事が別に定める基準に適合するもの

(13)・(14) (略)

別表第3 (第3条関係)

番号	要件
(略)	
15	別表第1備考第5号又は第9号に掲げる事業のうち中心市街地の活性化に関する法律(平成10年法律第92号。以下「中心市街地活性化法」という。)第7条第8項に規定する特定商業施設等整備事業又は同条第11項に規定する特定事業に係る中心市街地活性化法第49条第1項に規定する認定特定民間中心市街地活性化事業計画に基づき実施するものに係る貸付けであつて、知事が別に定めるもの
16	別表第1備考第3号、第5号、第9号又は第10号に掲げる事業(同表備考第5号に掲げるものにあつては、特定中小企業団体の行うものに限る。)のうち中心市街地活性化法第7条第7項に規定する中小売商業高度化事業に係る中心市街地活性化法第49条第1項に規定する認定特定民間中心市街地活性化事業計画に基づき実施するものに係る貸付け
(略)	

2 この規則の施行の際、改正前の新潟県中小企業高度化資金等助成規則の規定に基づき現に貸し付けている貸付金については、なお従前の例による。